



旭川地域の人材育成に関する連携協力に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と株式会社ラック（以下「乙」という。）は、旭川市が取り組む女性や若者など地域の人材育成について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互の各種資源を活用し、女性活躍の推進をはじめ、地域人材育成の諸課題に具体的に取り組むことにより、地域の発展に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 地域の発展に資する若年・次世代人材の育成に関する事項
- (2) 働く女性のキャリア形成や就労継続のサポートに関する事項
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協働事業の対象となる主旨等）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき協働事業（以下「本協働事業」という。）を実施するものとする。

なお、本協働事業の対象となる主旨は以下のとおりである。

《次世代の女性や若者が、安心して生きる・働くを育て、支えるプロジェクト》

- 2 本協働事業の内容は、甲乙協議の上定めるものとし、市民等を対象とした調査業務を含むものとする。
- 3 本協働事業の実施に当たっては、甲及び乙が次の役割分担のもと、取り組むこととする。

甲の役割	本協働事業に必要な情報の提供 本協働事業の企画及び運営 本協働事業に参加する地域住民との調整 本協働事業に必要な場所や通信環境の確保 本協働事業に必要な機器の確保
乙の役割	本協働事業に必要な情報の提供 本協働事業の企画及び運営 本協働事業に供する資材のデザイン 本協働事業に必要な機器の甲への貸与

- 4 協働事業の実施に当たっては、定期的に対面またはオンラインの協議を行い、認識や情報の共有を図りながら取り組むこととする。



(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間の1か月前までに甲乙いずれか一方が相手方に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降についても同様とする。

(責任者の指名)

第5条 乙は本協働事業の円滑な進行を図るため、本協定の締結後速やかに自らの役員及び従業員の中から本協働事業にかかる責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面またはメールにより通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し変更した事項を書面またはメールにより通知しなければならない。

(経費)

第6条 協働事業において発生する経費については、甲及び乙が、第3条第3項に示すそれぞれの役割を果たすのに必要な経費を負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 甲及び乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号）第2条に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、本協働事業を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 甲及び乙は、本協働事業を処理するに当たって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 甲及び乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、本協働事業を処理するに当たって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

4 甲及び乙は、本協働事業を処理するに当たって知り得た個人情報その他の情報を、相手方の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。

5 前3項の規定は、開発期間終了等の後においても、同様とする。

6 甲及び乙は、本協働事業に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 甲及び乙は、相手方から貸与された文書等を相手方の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 甲及び乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲相手方に報告し、甲の指示に従わなければならない。事業期間終了等の後に

おいても、同様とする。

- 9 甲及び乙は、相手方が本協働事業を処理するに当たって取り扱っている個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、相手方に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 甲及び乙は、相手方から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協働事業の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）について、甲及び乙の役員及び知る必要のある最低限の従業員・教員・職員（以下「開発担当者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報を、保持する義務を、事業担当者等に対し、当該事業担当者等がその所属を離れた後も負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手から開示された情報によることなく独自に取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、前項で定める秘密情報（第1項ただし書に掲げるものを除く。）を本協働事業及び本協定の目的以外に使用してはならない。
 - 3 前2項に定める義務は連携協定期間満了後3年間存続するものとする。

(協定の変更及び解除)

第9条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、書面による催告後30日以内に是正されない場合は、本協定を解約することができるものとする。

- (1) 相手方が本協定の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本協定に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らかの催告を要せずに本協定を解約することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停手続、特別清算を申立又は申立を受けたとき
 - (2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥ったとき
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき



(4) 解散の決議をしたとき

(5) 乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又はこの協定が暴力団員等の利益になることが判明したとき。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、本協働開発における自らの分担業務の履行に際して故意又は過失により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、現実に発生した通常且つ直接の損害に限り賠償する責任を負う。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

(紛争の解決、準拠法及び裁判管轄)

第12条 本協定は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 本協定又はその条項に関連し、両当事者間での相違、紛争が発生した場合は、両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決するものとする。

3 本協定に関する前項以外の紛争及び前項で合意できなかった場合は、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月17日

甲 旭川市7条通9丁目
旭川市長 今津寛介



乙 東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー
株式会社ラック
代表取締役社長 村山敏一

